

岩手県告示第759号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡地方務局長から次のとおり通知があった。

平成26年10月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 久慈市新井田第3地割及び第4地割、旭町第9地割、第10地割及び第11地割、源道第12地割、第14地割及び第17地割並びに湊町第14地割、第16地割及び第17地割の各一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成26年10月27日から平成27年3月16日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量）